

ICカード乗車券取扱規則 新旧対照表

現行	改正
<p style="text-align: center;">ICカード乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成21年 3月14日 最終改正 令和 2年 8月28日</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第6章 払いもどし</p> <p>(払いもどし)</p> <p>第26条 旅客が、PASMOが不要となり、申請書を提出したときは、PASMO取扱規則の定めにより払いもどしを行う。</p> <p>2 旅客が、IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、IC定期乗車券から定期乗車券の機能のみ消去して返却する。</p> <p>3 旅客が、IC企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。</p> <p>(2) 当該IC企画乗車券が無記名PASMOであった場合、旅客の申告により旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。</p> <p>4 旅客が、IC定期乗車券またはIC企画乗車券が不要となり、申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該IC定期乗車券、またはIC企画乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める定期乗車券、または企画乗車券の払いもどしおよびPASMO取扱規則の定めによる記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券、または企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。</p> <p>5 前項の払いもどしを行う場合の手数料において、定期乗車券または企画乗車券の払いもどし額が旅客営業規則等に定める手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、定期乗車券または企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">ICカード乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成21年 3月14日 最終改正 令和 4年 3月12日</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第6章 払いもどし</p> <p>(払いもどし)</p> <p>第26条 旅客が、PASMOが不要となり、申請書を提出したときは、PASMO取扱規則の定めにより払いもどしを行う。</p> <p>2 旅客が、IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、IC定期乗車券から定期乗車券の機能のみ消去して返却する。</p> <p>3 旅客が、IC定期乗車券が不要となり、申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよびPASMO取扱規則に定める記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。</p> <p>4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、IC定期乗車券1枚につき220円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。</p> <p>5 旅客が、IC企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。</p> <p>(2) 当該IC企画乗車券が無記名PASMOであった場合、旅客の申告により旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。</p> <p>6 旅客が、IC企画乗車券が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよびPASMO取扱規則に定める記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。</p> <p>(2) 当該IC企画乗車券が無記名PASMOであった場合、旅客の申告により旅客営業規則に定める払いもどしおよびPASMO取扱規則に定める無記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。</p> <p>7 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、IC企画乗車券1枚につき220円とする。ただし、企画乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。</p> <p>8 第1項にかかわらず、第24条第3項に定める移し替えにより一体型PASMOを払いもどす場合は、PASMO取扱規則の定めによる手数料は収受しない。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

